

建設工事の入札に係る最低制限価格の設定基準の一部改正について

平成26年3月26日付けで、石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）を一部改正し、本市建設工事の入札に係る最低制限価格の設定基準を次のとおり改正しましたのでお知らせいたします。

今後の指名競争入札・一般競争入札は、改正後の基準が適用されますのでご承知ください。
（改正部分は、下線付き太文字で表記）

石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）の一部改正

【改正後】

1 建設工事

$$A \text{ (最低制限価格)} \\ = \text{(直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times \underline{\mathbf{0.8}} + \text{一般管理費} \times \underline{\mathbf{0.55}}) \times 1.05 \\ \underline{\mathbf{(ただし、A \geq \text{予定価格} \times 7 / 10)}}$$

※改正内容の説明

予定価格の事前公表を試行していることを勘案し、中公連モデルの係数に本市独自に定めた率を加算した額を基準とし、併せて予定価格の90%の上限設定を廃止するもの。

【改正前】

1 建設工事

$$A \text{ (最低制限価格)} \\ = \text{(直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times \underline{\mathbf{0.7}} + \text{一般管理費} \times \underline{\mathbf{0.3}}) \times 1.05 \\ \underline{\mathbf{(ただし、\text{予定価格} \times 9 / 10 \geq A \geq \text{予定価格} \times 7 / 10)}}$$

○適用期日 平成26年4月1日

○石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/nyuusatukokoroe260401.pdf>